

県産銘柄牛肉ブランド価値向上推進事業実施要領

（趣旨）

第1条 県産銘柄牛肉ブランド価値向上推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和7年1月31日府地創第22号・府地事第41号・6農振第2322号・20250121財経第1号・国総政第45号・環政総発第2501303号。以下「制度要綱」という。）、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（令和7年3月6日府地創第38号・府地事第67号。以下「交付要綱」という。）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（事業目的）

第2条 県は、県産牛のブランド力向上及び販路拡大対策を通じて、県産牛肉の販売力強化と安定的発展を推進することを目的に、県産銘柄牛肉ブランド価値向上推進事業（以下「本事業」という）を実施する。

（事業実施主体）

第3条 本事業の実施主体は、熊本県産牛肉消費拡大推進協議会とする。

（補助金の交付申請）

第4条 要項第6条第2項第1号の補助金交付申請書（要項別記第3号様式）に添付する事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

（補助金の変更交付申請）

第5条 要項第8条第2項の補助金変更交付申請書（要項別記第3号様式）に添付する事業変更計画書は、別記様式第1号を準用するものとする。

（実績報告）

第6条 要項第13条第2項第1号の実績報告書（要項別記第11号様式）に添付する事業実績書は、別記様式第1号を準用するものとする。

（事業の推進）

第7条 熊本県及び事業主体は、事業の実施にあたっては、所期の目的を達成するため、相互に連携に努め、事業の円滑な推進を図るよう努めなければならない。

（雑則）

第8条 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

本要領は、令和7年5月1日から施行する。